

# 令和7年度(2025年度)市・府民税・森林環境税(国税)のしおり

豊中市 市民税課

日ごろは、税務行政にご協力をいただきありがとうございます。

市・府民税・森林環境税(国税) 納税通知書・決定通知書(変更通知書を含む)をお届けします。この市・府民税は、地方税法及び豊中市市税条例の規定により、森林環境税(国税)は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により課税されます。

森林環境税(国税)とは、令和6年度(2024年度)から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

内容等をご確認のうえ、各納期限までに納付書裏面に記載の方法で納付していただきますようお願いいたします。

1 よくあるご質問	P.2
2 お問い合わせ先について	P.4
3 減免について	P.5
4 還付の手続きについて	P.5
5 納期限後の取り扱いについて	P.5
6 市・府民税・森林環境税(国税)が課税される人	P.5
7 税額計算の根拠	P.5
8 公的年金等からの引き落とし(以下、年金特別徴収)	P.8

## ○同封物一覧

① 市民税・府民税・森林環境税 納税通知書
課税の計算明細、根拠および納付いただく金額などを記載しています。再発行できないため、大切に保管してください。
② 納付書
市・府民税・森林環境税(国税)を現金やキャッシュレス決済で納める際に使用する納付書です。市・府民税・森林環境税(国税)が全て年金から引き落とされている場合や、口座振替をご利用中の場合などは、納付書を同封していません。
③ 令和7年度 市・府民税・森林環境税(国税)のしおり(本紙)
課税の計算方法やよくあるご質問、年金特別徴収に関する内容などを掲載しております。お問い合わせいただく前に是非ご一読ください。
なお、掲載内容は最新の課税年度のものとなります。過年度分の決定(変更)については、計算方法等が異なる場合があります。過年度分のしおりにつきましては、豊中市ホームページからご確認ください。
④ 納付の手引き
納付に当たり、事前にご確認いただきたい内容などを掲載しております。市・府民税のしおりとあわせてご一読ください。

## お問い合わせに際して、ご理解とご協力をお願いいたします

課税根拠など市・府民税・森林環境税(国税)に関する内容については、市民税課の窓口・お電話にてお問い合わせを受付しておりますが、下記の点にご理解とご協力をお願いいたします。

皆さまにはご不便をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

### 窓口にお越しの場合

通常より長時間お待ちせざる場合や混雑状況により待合スペースでお待ちいただくことができない場合があります。

窓口は時間帯によっては非常に混雑が見込まれ、感染症対策として、マスクの着用が効果的とされています。

そのため、市民税課では、窓口対応等の職員は、引き続きマスクを着用しております。

来庁される皆様におかれましては、マスクの着用は個人の判断でお願いいたします。

※午前中は窓口が大変混みあいますので、午後からの来庁をおすすめします。

### お電話でのお問い合わせの場合

来庁を避け、お電話での問い合わせが大変混みあうことが予想されます。時間帯により、つながりにくい状態となる場合があります。

## よくあるご質問

問 10 今年のふるさと納税の上限額について教えてください。

答 今年の所得金額や控除金額の内容によって決まるため、確実なお答えはできません。豊中市ホームページの税額試算のページで、概算での上限額の試算ができますのでご利用ください。

豊中市 税額 試算

検索

## 年金に関すること

問 11 年金特別徴収をするかどうかを選択できますか？

答 引き落としをするかどうかをご自身で選択することはできません。この制度は地方税法に基づき、年金の支払いを受けている人の納税の利便性向上と、市町村における事務効率化を目的として行われるものですので、ご理解をお願いします。年金特別徴収の対象となる人については、P.8「**6** 公的年金等からの引き落としについて」をご覧ください。

問 12 年金特別徴収なのに、納付書が届きました。二重課税ではないでしょうか？

答 二重課税ではありません。年金特別徴収の人に納付書が届く理由は下記のいずれかです。  
1. 年金以外の所得がある。  
2. 年金特別徴収税額の一部が、普通徴収で納付する方法になった。  
2 についての詳細は、P.8「**①**今年度から特別徴収が始まる人」「**③**仮徴収と年税額の差額が普通徴収になる人」をご覧ください。

問 13 年金収入に対する市・府民税・森林環境税(国税)を、給与から差し引くことはできますか？

答 年金収入があった人のうち、年金特別徴収の対象となる税額については、制度上、給与から差し引くことはできません。年金特別徴収の対象となる人については、P.8「**6** 公的年金等からの引き落としについて」をご覧ください。

問 14 年金特別徴収の税額が、厚生労働省から届いた「年金振込通知書」と一致しません。どちらの金額が正しいのでしょうか？

答 「年金振込通知書」に記載されている税額は、今年度の市・府民税・森林環境税(国税)が決定する前の見込金額です。市民税課から送付した「納税通知書」に記載されている税額が、これから引き落としされる確定金額です。(確定税額が反映された「年金振込通知書」については、後日厚生労働省より発送されます。)

問 15 配偶者控除が適用されていないのはなぜですか？

答 年金収入だけの人は、年金支払報告書(年金の源泉徴収票と同じもの)の内容に基づいて控除が適用されます。年金支払報告書には、日本年金機構等から送付される「扶養親族等申告書」に記入した内容がそのまま記載されます。そのため記入もれや誤った配偶者の所得金額を記入した場合、配偶者控除が適用されないことがあります。その際は、市・府民税の申告により適用できる場合がありますので、市民税課までご相談ください。

## 確定申告に関すること

問 16 ふるさと納税が適用されていないのはなぜですか？

答 確定申告書第2表の「住民税に関する事項」欄に寄附金額を記入していない場合は、市・府民税・森林環境税(国税)に反映されません。

○住民税に関する事項		給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法		都道府県、市町村への寄附(特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
住 民 税	非上場株式の少額配当等を含む配当所得の金額	特別徴収	自分で納付				

色の部分がふるさと納税した金額を記入する欄です。

適用されていない場合は、個別に対応しますので、市民税課までご相談ください。(受領証を税務署に提出していない場合は、ご相談の際にお申し出ください。)

お問い合わせをいただく前に、下の「**1** よくあるご質問」をぜひご確認ください。お問い合わせ内容に対する回答が見つかるかもしれません。また、納税に関する内容は、別添の納付の手引きをご確認ください。

## 1 よくあるご質問

※年金に関するご質問はP.3をご覧ください。

### 一般的なこと

問 1 働いていないのに、市・府民税・森林環境税(国税)が課税されるのはなぜですか？

答 市・府民税・森林環境税(国税)は、前年1月1日～12月31日の所得に対して課税されますので、現在収入がなくても前年中の所得が一定額以上あれば市・府民税・森林環境税(国税)がかかります。詳しくは、P.5「**6** 市・府民税・森林環境税(国税)が課税される人」をご覧ください。

問 2 収入は変わらないのに、税金が高くなるのはなぜですか？

答 市・府民税・森林環境税(国税)額が高くなる要因は、所得金額が上がるか、控除金額が下がるかのいずれかです。昨年の納税通知書の課税明細の内容を比較してご確認ください。また、控除の適用や非課税の判定には、一定の所得要件があり、その要件を満たしていないと控除が受けられなくなったり、新たに課税されることがあります。詳しくは、P.5「**6** 市・府民税・森林環境税(国税)が課税される人」をご覧ください。

問 3 収入と所得の違いは何ですか？

答 「収入」とは、給与や年金(遺族・障害年金は除く)などの支払い総額(税金や保険料などを差し引く前の金額)のことをいいます。「所得」とは、収入から必要経費を差し引いたものをいい、市・府民税・森林環境税(国税)の計算には「所得」を使います。給与・年金収入は、必要経費のかわりに、収入額に応じた一定の式で控除額が計算され、収入金額から差し引かれます。詳しくは、P.6「**7** (2)所得について」をご覧ください。

問 4 雑所得とは何ですか？

答 雑所得は、給与所得や営業所得などの複数ある所得の種類のうちにも該当しない所得のことをいいます。公的年金等は雑所得に区分されます。

問 5 他市へ引っ越したのに、豊中市から納付書が届くのはなぜですか？

答 市・府民税・森林環境税(国税)は、その年の1月1日時点で住所のある市町村で課税されます。そのため、令和7年1月1日時点で豊中市に住所があった方は、一年分を豊中市に納付することになります。転出先の市では、令和7年度の市・府民税・森林環境税(国税)は課税されません。

問 6 再就職したのに納税通知書が届きました。どうすればいいのですか？

答 納付書でそのまま納めていただくか、給与からの引き落とし(給与特別徴収)に切り替えることも可能です。その場合、納期限までに勤務先の給与担当者から市に連絡いただく必要がありますので、まずは給与担当者にご相談ください。その際には、二重納付防止のため納付書を給与担当者にお渡しいただきます。

問 7 死亡した人にも課税されるのですか？

答 1月1日時点でご存命の人には、その年の市・府民税・森林環境税(国税)がかかります。そのため1月2日以降に亡くなられた場合には、法定相続人へ納税義務が引き継がれるため、納税通知書をお送りしています。なお、相続放棄された場合は市民税課までご相談ください。

問 8 所得控除額が所得税と異なるのはなぜですか？

答 所得控除のうち下記のは、税法上の規定により、所得税と控除額が異なります。詳しくは、P.6「**7** (3)所得控除について」をご覧ください。

基礎控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、生命保険料控除、地震保険料控除

問 9 令和7年度における市・府民税の制度に変更点はありますか？

答 税制改正による主な変更点は下記のとおりです。  
● 同一生計配偶者に係る定額減税 ※詳細についてはP.6の「令和7年度に市・府民税の定額減税が実施されます。」をご覧ください。  
● 国外居住親族等の扶養控除等の申告に添付又は提示しなければならない書類の見直し など  
その他、詳細については豊中市ホームページの「令和7年度市・府民税の主な変更点」のページをご確認ください。

豊中市 市民税 税制改正

検索

問 17 確定申告書の内容が反映されていないのはなぜですか？

答 確定申告書の提出期限である令和7年3月17日以前に申告をしていたとしても、管轄である豊能税務署以外の税務署で申告をされた場合や、地方自治体への情報連携が遅れた場合等につきましては、6月中旬送付分の決定に間に合わないことがありますのでご了承ください。この場合、税額が変更となる方につきましては、次月以降で税額変更等を行い納税通知書によりお知らせいたします。

「**1**よくあるご質問」で解決できなかった場合は、市民税課窓口又はお電話にてお問い合わせください。

## 2 お問い合わせ先について

課税根拠など市・府民税・森林環境税(国税)の内容については

市民税課 第一庁舎2階 TEL.06(6858)2131【直通】

市に関する総合的な問い合わせ

総合コールセンター TEL.06(6858)5050

※納税通知書到着後は電話と窓口が大変混み合います。

※窓口にお越しいただく際には、同封の納税通知書をご持参ください。

※庄内・新千里出張所には税務担当職員がおりませんので、窓口でのご相談は本庁のみの受付となります。

お問い合わせの際は、こちらの番号をお申し出ください。

561-8501 豊中市中塚塚 3丁目1番1号			
豊中 望 様	<b>見本</b>	令和7年 月 日 (2025年)	公 印
			大阪府豊中市 長 内 繁 樹 <small>00111 豊中市役所</small>
〒11400000			
郵便番号			
▼課税額日時の住所・氏名			
年 税 額		通知番号 (5桁数字)	課税方法

### 3 減免について

火災や風水害などの天災にあった人や生活保護を受けている人、会社都合で失業した人など、市・府民税・森林環境税(国税)を納めることが困難であると認められる人は、条例等の定めるところにより減免の対象となる場合がありますので、市民税課までご相談ください。

減免の対象とならず、やむを得ない事情により納期限内に納付ができないときは、債権管理課(電話06-6858-2161直通)までご相談ください。

#### 【注意】

- 自己都合による退職、その他条例の規定にあてはまらない場合は、減免できません。
- 納期限を過ぎた税額および納付済みの税額については、減免できません。
- 減免の申請は、毎年度行う必要があります。

### 4 還付の手続きについて

- 税額変更等により還付となる場合、納税通知書を送付後、別途還付の手続きに関する書類をお送りいたしますので、手続きをお願いします。
- 手続きいただいた後、ご指定の口座に返還するまでに3~4週間程度お時間をいただきます。
- また、法律の定めにより、納期限到来済みの未納の税額に充当する場合があります。ご了承ください。
- 還付手続きに関する書類について、詳しくは税務管理課(電話06-6858-2159直通)までお問い合わせください。

6月初めに納税通知書が送られた人	<ul style="list-style-type: none"><li>●配当割、株式等譲渡所得割控除額による還付の書類については、6月末頃に送付を予定しています。</li><li>●「年金から4月と6月に引き落とされた税額」の還付の書類については、7月末頃に送付を予定しています。</li></ul>
------------------	---

### 5 納期限後の取り扱いについて

- (1) 延滞金について
- 納期限を過ぎると、その翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に各年の延滞金特別基準割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合)に年7.3%の割合を加算した割合か、年14.6%の割合のいずれか少ない割合(納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間につきましては、延滞金特別基準割合に年1%の割合を加算した割合か、年7.3%の割合のいずれか少ない割合)を乗じて計算した額の延滞金を加算して納付していただきます。
- (2) 滞納処分について
- 督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納付がない場合は、滞納処分を受けることもあります。
- ※ 納税の猶予あるいは分割納付などのご相談は、債権管理課(電話06-6858-2161直通)までお願いします。

### 6 市・府民税・森林環境税(国税)が課税される人

納税義務者(令和7年1月1日現在の住所)	納める税額の種類	※1 豊中市内に住民票を置いていない場合でも、環境・消防等の様々な行政サービスを受けていることへの応答性の観点から、均等割が課税されます。
豊中市内に居住する人	均等割・市・府民税・森林環境税(国税)	
豊中市内に事務所、事業所、家庭数を有する人 <sup>※1</sup>	均等割(年間4,300円)	

#### 均等割・所得割・森林環境税(国税)がかからない所得限度額

扶養人数	均等割・森林環境税(国税)	所得割
0人	450,000円	450,000円
1人	1,010,000円	1,120,000円
2人	1,360,000円	1,470,000円
3人	1,710,000円	1,820,000円

均等割・森林環境税(国税)の非課税措置の計算方法: 合計所得金額 ≤ 35万円 × (控除・扶養親族の人数 + 1) + 21万円 + 10万円  
所得割の非課税措置の計算方法: 総所得金額等 ≤ 35万円 × (控除・扶養親族の人数 + 1) + 32万円 + 10万円

#### 課税・非課税、税法上の扶養のめやす(給与収入の場合)

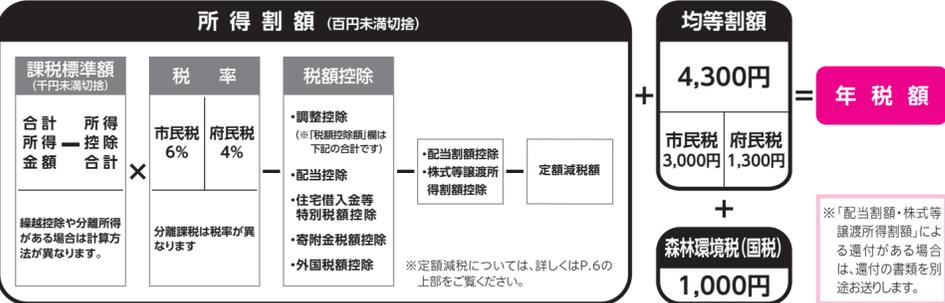
給与の年収	市・府民税 <sup>※1</sup>	所得税 <sup>※1</sup>	税法上の被扶養者
100万円以下	かからない	かからない	なれる
100万円超103万円以下	かかる	かからない	なれる
103万円超	かかる	かかる	なれない <sup>※2</sup>

●パートやアルバイトも給与収入のため、課税対象となります。  
●健康保険の扶養については、この基準とは異なります。  
※1 この事例の所得控除は、基礎控除のみで設定しています。  
※2 被扶養者が配偶者の場合、103万円を超えても配偶者特別控除が適用されることがあります。

### 7 税額計算の根拠

#### (1) 税額の計算方法について

※過年度分の決定(変更)については、計算方法が異なる場合があります。



#### (4) 税率と均等割について

★配偶者控除・配偶者特別控除について

配偶者控除	配偶者の所得等	配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額			
			900万円以下	900万円超~950万円以下	950万円超~1,000万円以下	1,000万円超
配偶者特別控除	一般配偶者	48万円以下	33万円	22万円	11万円	適用不可 <sup>※</sup>
	老人配偶者(70歳以上)	38万円	26万円	13万円		
	103万円超~155万円以下	48万円超~100万円以下	33万円	22万円	11万円	
	155万円超~160万円以下	100万円超~105万円以下	31万円	11万円	11万円	
	160万円超~166.8万円未満	105万円超~110万円以下	26万円	18万円	9万円	
	166.8万円以上~175.2万円未満	110万円超~115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	175.2万円以上~183.2万円未満	115万円超~120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	183.2万円以上~190.4万円未満	120万円超~125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	190.4万円以上~197.2万円未満	125万円超~130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	197.2万円以上~201.6万円未満	130万円超~133万円以下	3万円	2万円	1万円	
201.6万円以上	133万円超	適用不可				

※印は配偶者控除の適用はありませんが、「同一生計配偶者」として扶養の人数に含まれます。

#### (2) 税率と均等割について

課税標準額	市民税	府民税
一律	6%	4%

②均等割および森林環境税(国税)の税額<sup>※</sup>

合計所得が一定以上	市民税	府民税	森林環境税(国税)
一律	3,000円	1,300円	1,000円

※大阪府では、令和6年度~令和9年度まで自然災害対策等の財源(森林環境税)を確保するため、市民税と府民税に300円加算します。  
※令和6年度より、市・府民税均等割に森林環境税(国税)の1,000円が同時に加算されます。  
森林環境税(国税)については、豊中市ホームページの「森林環境税および森林環境税(国税)について」からご確認ください。[森林環境税]が詳細情報について [検索]

#### (3) 所得割(分離課税)の税率(下記の所得については調整控除が適用されません)

区	分	市民税	府民税
課税短期譲渡所得(所有期間5年以下)	一般の譲渡	5.4%	3.6%
	国等に対する譲渡	3.0%	2.0%
	一般分	3.0%	2.0%
株式等の譲渡所得	一般分	3.0%	2.0%
	上場分	3.0%	2.0%
上場株式等の配当所得等(分離課税)		3.0%	2.0%
先物取引所得		3.0%	2.0%

区分

区分	市民税	府民税	
一般の譲渡	3.0%	2.0%	
居住用財産の譲渡	6,000万円以下	2.4%	1.6%
	6,000万円を超える部分	3.0%	2.0%
優良住宅地の譲渡	2,000万円以下	2.4%	1.6%
	2,000万円を超える部分	3.0%	2.0%

#### (5) 税額控除について

- ①調整控除
- 市・府民税と所得税の人的控除額の差による負担増を調整するため、市・府民税特別割額から次の額が控除されます。
- ☆市・府民税の合計課税所得金額(※)が200万円以下の人的控除額の差の合計額 } いずれか小さい額 × 5% (市民税3%・府民税2%)  
合計課税所得金額
- ☆市・府民税の合計課税所得金額(※)が200万円超の人的控除額の差の合計額(=合計課税所得金額-200万円) × 5% (市民税3%・府民税2%)  
ただし、この額が2,500円未満の時は、2,500円とします。
- ※合計課税所得金額とは通常課税所得金額のことをさしますが、課税退職所得金額と課税山林所得金額のある人は、これらを加えた額になります。
- ②配当控除
- ただし、上場株式等の配当所得で申告分離課税を選択した場合は、配当控除の適用はありません。
- | 課税される所得金額   | 1,000万円以下の部分 | 1,000万円超の部分 |
|-------------|--------------|-------------|
| 利益の配当等      | 1.6%         | 1.2%        |
| 外貨建証券投資信託以外 | 0.8%         | 0.6%        |
| 外貨建証券投資信託   | 0.4%         | 0.3%        |
|             | 0.2%         | 0.15%       |
- ③住宅借入金等特別税額控除(以下「住宅ローン控除」といいます。平成27年以降の入居者が対象)
- 所得税が課税される人で、所得税の住宅ローン控除の適用を受け、住宅借入金等特別控除可能額が所得税から控除しきれない場合は、その額を市・府民税特別割額から控除します(市・府民税の割合は市民税控除額3/5、府民税控除額2/5)。
- また、市・府民税の住宅ローン控除の上限額は97,500円です。ただし、居住開始年月日が平成26年4月1日以降で、一定の要件を満たす場合の上限額は136,500円となります。詳しくは要件等については、豊中市ホームページの「税額控除の種類と計算」からご確認ください。 [豊中市 税額控除の種類と計算] [検索]
- ④寄附金税額控除
- 対象寄附金: 都道府県、市区町村、日本赤十字社大阪府支部、大阪府共同募金のうち該当する寄附金、大阪府、豊中市が条例で指定した寄附金  
次の(a)基本控除が税額控除額となります。ただし、都道府県、市区町村に対する寄附金、東日本大震災に伴う義援金のうち該当するもの(ふるさと納税)がある場合は、(a)基本控除と(b)特例控除の合計額が税額控除額となります。
- また、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けている場合は、(a)基本控除と(b)特例控除と(c)申告特例控除の合計額が税額控除額となります。
- | 基本控除      | (a)寄附金の支出額、(b)総所得金額等の合計額 × 30% (c)①のうちいずれか少ない額) - 2,000円 × 10% (市民税6%・府民税4%) <sup>※1</sup> |
|-----------|--|
| (b)特例控除   | (寄附金-2,000円) × (90% - 所得税限界税率 × 1.021) <sup>※2</sup> (市・府民税特別割の割合が限度)                      |
| (c)申告特例控除 | 特別控除額 × [(所得限界税率 × 1.021) ÷ (90% - (所得税限界税率 × 1.021)) <sup>※2</sup>                        |
- ※1 豊中市が条例指定した寄附金については6%、大阪府が条例指定した寄附金については府4%となります。  
※2 特例控除額および申告特例控除については、市民税3/5、府民税2/5の割合で控除します。

#### (6) 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除について

配当割額、株式等譲渡所得割額を特別徴収されている旨の申告がある場合には、その配当割額等を税額控除後の市・府民税から控除します(市・府民税の割合は市民税控除額3/5、府民税控除額2/5)。

#### (7) 所得金額調整控除について

給与所得者の総所得金額を計算する際に、下記①、②のいずれかに当てはまる方は、下表で算出された金額を給与所得の金額から控除します。

対象者	控除金額の算出式
その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、次のIからIIIのいずれかに該当する方	(給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円) × 10%
I) 本人が特別障害者に該当する方	
II) 年齢23歳未満の扶養親族を有する方	
III) 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する方	

② その年の分の給与所得の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える方  
(給与所得10万円超の場合は10万円 + 公的年金等に係る雑所得(10万円超の場合は10万円) - 10万円)

※①、②の両方にあてはまる場合は、①の控除後、②を控除します。

#### (8) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (9) 還付の手続きについて

- ①「前年度の年税額の半分」を3回に分ける。  
②今年の年税額が、4・6月の仮徴収の合計額よりも少ない場合は、納めすぎた税額を還付します。  
還付手続きに関する書類は、7月末頃に送付を予定しています。
- ③「前年度の年税額の半分」を3回に分ける。  
④今年の年税額が、4・6月の仮徴収の合計額よりも少ない場合は、納めすぎた税額を還付します。  
還付手続きに関する書類は、7月末頃に送付を予定しています。

※差額分の還付金を、納期限が到来していない税額に本人の同意なく充当することはできません。  
※事務処理の都合上、4月・6月の引き落としの中止ができませんのでご了承ください。

#### (10) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (11) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (12) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (13) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (14) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (15) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (16) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (17) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (18) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (19) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (20) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (21) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (22) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (23) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (24) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (25) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (26) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (27) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (28) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (29) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (30) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (31) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (32) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (33) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (34) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (35) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (36) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (37) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (38) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (39) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (40) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (41) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (42) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (43) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (44) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (45) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (46) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (47) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (48) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (49) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (50) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (51) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (52) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (53) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (54) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (55) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (56) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (57) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (58) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (59) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (60) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (61) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (62) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (63) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (64) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (65) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。

#### (66) 還付の手続きについて

還付については、P.5<sup>4</sup> 還付の手続きについて」をご覧ください。